# 総合生活保険(ハンター補償、個人賠償責任補償)のご案内【全員加入方式】

傷害

賠償



# 概要

- ✓ 本制度により、カリラボハンターズクラブの会員様全員を補償致します。
- ✓ 補償期間: 2022年 11月 1日 午後4時 ~ 2023年 11月 1日 午後4時 (毎年 1年ごとに更新)
- ✓ 補償概要は2ページ目以降をご参照ください。また詳細については約款をご確認ください。

## 問い合わせ窓口

【取扱代理店】株式会社 中央保険センター(担当 石川) (所在地)〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-36-2 共和ビル5F (TEL)03-5614-6771 ⋅ (FAX)03-5614-6772

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部公務第二課 (所在地)〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (TEL)03-3515-4124 · (FAX)03-3515-4125

# ハンター補償

## 1. 傷害補償(狩猟中等限定)

例えば… 狩猟中に崖からすべってケガをした。

国内において、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。
[ハンター傷害危険のみ補償特約セット]

### 死亡•後遺障害

ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

#### 入院

ケガで入院\*1した場合に保険金をお支払いします。

\*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

### 通院

ケガで通院\*1した場合に保険金をお支払いします。

\*1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

## 2. 個人賠償責任(狩猟中等限定)

例えば…・射撃場で銃器の取扱いを誤って他人にケ

ガをさせてしまった。 ・狩猟中に猟犬が噛み付き他人にケガ?

・狩猟中に猟犬が噛み付き他人にケガをさ せてしまった。

国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

[ハンター賠償責任補償特約セット]

- ①銃器によって生じた偶然な事故
- ②狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、猟犬によって生じた偶然な事故
- ※示談交渉は原則として東京海上日動が行います(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)。

# ★お支払い保険金

項目	保険金
死亡	50万円
入院	500円/1日・180日まで
通院	500円/1日・90日まで
賠償責任	5億円(限度額)

保険期間:1年

## 【傷害補償】

国内において、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その 影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約+ハンター傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。  ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。  ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>・狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に被ったケガ</li> <li>・許可なく所持している銃器によって被ったケガまたは法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に被ったケガ</li> <li>・交通乗用具に搭乗中に被ったケガまたは交通乗用具との衝突、接触等によるケガ</li> <li>等</li> </ul>
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合  ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。  ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(住診を含みます。)された場合</b> ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。  ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。  *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

#### 保険金をお支払いする主な場合

国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を 壊して法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■銃器によって生じた偶然な事故
- ■狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、猟犬によって生じた偶然な事故
- ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※示談交渉は原則として東京海上日動が行います(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたって は補償内容を十分ご確認ください。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害 賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象と なる方が被る損害
- ・航空機、船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・許可なく所持している銃器によって生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・許可のない者に譲渡または貸与した銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・他人の猟犬を殺傷したことに起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

等

# 個人賠償責任補償

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

自転車を運転中、 誤って歩行者と接触し、 ケガをさせた。



他人から借りた 旅行カバンを 盗まれた。



買い物中、誤って 商品を壊してしまった。



アパートで、 風呂場の水があふれて、 階下の部屋を汚した。



打ったゴルフボールで誤って他人を失明させた。



\*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

#### 相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された 場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として 東京海上日動が行います。





示談交渉



保険の対象となる方 東京海上日動

## 保険金金額

項目	保険金
国内	1億円
国外	1億円

#### 保険金をお支払いする主な場合

#### 国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠 償責任を負う場**合

- ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を 壊した場合
- ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■電車等\*1を運行不能にさせた場合
- ■国内で受託した財物(受託品)\*2を壊したり盗まれた場合
- ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、 示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の 対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできま せんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、 保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたって は補償内容を十分ご確認ください。
- \*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- \*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任\*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任 によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物\*2の 損壊について、その財物について正当な権利を有する者に 対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両\*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を 有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる 方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行 為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の 行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食 い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、 かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失また は技術の拙劣に起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失\*4
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の 場体

等

- \*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- \*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- \*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- \*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- \*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。